

平成24年第10回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年9月18日（火曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
17番	東口 正美 君		

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午後 1時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第10回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討、及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

本日、新たに資料を配付してございますので、事務局より資料の説明をいたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） よろしくお願いたします。

では、机上に配付させていただきました資料2点でございます。

1点目が1枚の紙でございますが、議決事件の追加に関する調査の結果でございます。

本年5月に、東久留米市が26市に調査した結果でございます。

もう1点でございますが、請願または陳情の委員会審査における参考人制度等の活用について、こちらは本年4月18日付で小平市が調査し取りまとめた結果でございます。参考にしていただければと思います。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、先日の第9回の委員会に引き続きまして、2巡目の議論を行いたいと思います。

前回お配りいたしました中間報告に基づいて作成をいたしましたたたき台をもとに、議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、2の議会運営の諸課題のうち、地方自治法第96条2項に基づく議決権の拡大についてから議論を始めさせていただきます。

お手元のたたき台の中では中間報告に基づいた正副の案といたしまして、対象となる市の長期計画ということで3つ上げてございますけれども、総合計画、これは東大和市では基本構想となりますけれども、基本構想、また基本構想に基づく基本計画、それから都市マスタープラン、おおむねこの3つが対象となる長期計画ではないかということで、上げさせていただきました。また、議決事項とすることによりまして、議会の関与が当然増すことになるわけですが、あわせてその計画の実施についても、議会としても責任を負うことになるということがございますので、より慎重な検討が必要ではないかということでまとめさせていただいております。

では、この項目につきまして、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 今回この案件が上がったというのは、今回の自治法改正の関係で昨年の4月、この議会改革白書の94ページのところにも書いてあるんですけども、「地方自治法が一部改正され、第2条第4項に規定していた「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」の文言を全文削除した」ということ書いてあります。これは、一応解説のほうには、だから市議会が責任持たなくてもいいよという意味じゃなくて、下のほうに書いてあるんですけども、議会が総合的に責任を持たなきゃいけないような意味合いのことがちょっと書いてあるようにも思います。そういう意味でも、これがあったからといって、今までの総合計画に対して、何も無責任でいいという話には決してならぬというふう僕自身は思っております。

今まで、当市の場合は基本構想と基本計画と実施計画というのをつくっていたわけですが、基本構想が前回お話にもあったとおり、20年構想という——基本計画が10年構想、実施計画というのは3年構想の毎年作成というやつをつくっているわけですが、このうち基本構想について今まで市議会が一応関与していたという形にはなっているわけです。それが、一応法律でも決めてあったわけですが、それが外れてしまった、削除されたというわけですが、この制度そのものは私としては、東大和市において基本構想においては、議会が一応議決を経なければいけないような、そういう形はやはり残しておくべきではないかというふうには、私自身は思っております。そのために、今回この条文がなくなっちゃったわけですから、これ自治法上なくなっちゃったわけですから、当市として、これを新たに設けておく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 基本的には、基本構想、基本計画、実施計画と東大和市で今作成されているものに関しては、議会は何らかの形で関与する必要があると思います。それが、例えば今地方自治法のところから外れたとして、それが外れたからといって関与できないということはないんじゃないかなと思うのが一つ。

仮に、もしできないというふうになれば、今度関与する場合においては、これら基本計画に関して、策定の段階から議会はもっと情報をもらって関与しなければ、いきなり出されても判断できないと思うんですね。ですから、もし検討をそこまで条文にも今度条例のところにもきちんと明記してやるのであれば、実施することも両方検討しなければ、これだけやりますよ、これだけ総合計画に関しては議決事項にしますよだけではなくて、そのためにどういうふうに市と情報を、結構前からですよ、これ20年構想とかというふうになると、かなり年間を通して情報をもらって、検討のそういう会議も出る必要があるのかとかいうことを含めて考えなければいけないと思うので、そのあたり今ちょっと今まで地方自治法の議決権から外れたことによって、議会は関与できないものなのかどうかというのは、私の中では関与できないということはないのかなと思うんですけども、このあたり、全く関与できなくなってしまうのか。

○委員長（中間建二君） 結局、自治法で条文が削除されたことによって、少なくともこの基本構想に対しては、議会の議決事項ではなくなった、法律上はなくなっているわけですから、そういった意味での議会としての議決事項ではないわけですね。ただ、これまでもさまざまな各種の計画については、市議会の全員協議会等で情報提供があり、計画策定の段階で全員協議会を通じて議員の意見を求めるということは、さまざまな計画の中ではありましたので、そういった手法はあり得るか、市側としてはあり得るかと思っておりますけれども、ただ少なくとも基本構想が議決事項でなくなったということははっきりしているわけですから、そこでの関与という意味では議決を経て策定されるものではなくなったということははっきりしていると思います。

それで、この96条2項に基づく議決権の拡大ということで、1巡目のときに議論しているわけですが、これを一つは基本構想そのものの議会としての関与をどうしていくのかということとともに、あわせてこれについては、その他の長期計画についても議決事項に議会の判断で指定ができるということでもありますので、それを当市議会としてはどういうふうに判断をしていくかということについて、委員会の中で議論をし、一定の考え方を示す必要があるかなと考えておりますので、その点も含めて御意見いただければと思います。

○委員（床鍋義博君） それであれば、後半のほうに申し上げたとおり、実際にどういうふうにかかわっていくかということも含めて、これは考えるということではないといけないと思うので、私は総合計画、基本構

想も含めて全部議決権の対象となることに関しては賛成をします。ただ、それだけではなく、実際に情報を市側から提出、これだけの情報をくださいとか、逆に検討委員会とか、傍聴という形になるのか、基本構想、議決という形になるのであれば、傍聴という形になるのかもしれないんですけども、そういった会議等に出席できる権利ということを確認しておかないと、事前いきなり基本構想と、それに対する附属書類みたいなものが通って出てきて、それでいきなり議決と言われても、多分判断がこちらのほうはできないと思うので、そういったところを担保するような制度をつくる必要があるのではないかなというふうには思います。

○委員長（中間建二君） 今の会議の傍聴という意味が、ちょっと理解できなかったんですけども、基本的に議会で議決をするということは、その内容をすべて議場で確認をし、質疑等も行いながら内容を確認するというので、通常の議案と同じような扱いで議会が議決をしていくという形になると思うんですけども。

○委員（床鍋義博君） 私の申し上げましたのは、通常の議案等であれば、ある意味単発というか、ある程度の時間があればできるようなことなんですけども、例えば基本構想ってすごく市政全般に、それも20年とか大きいところにかかわる問題で、厚さもすごく厚いですよね、冊子にすると。これだけ厚いものを議案と同様に、直前と言ったらおかしいですけども、持ってこられて、それが議決と一緒になりますよというふうにすると、すごく判断する、考慮する時間が短いので、その前段階で例えば市がそれをつくるまでには、たくさん内部で会議も行うわけですし、それに対しての資料とか出てくるわけですよね。それに対する判断材料がある程度時系列を追ってじゃないですけども、こちらのほうに来るような制度等含めて、検討する時間が長くないと、議員としてこれに対して正確な判断がその場で下せるのかどうか、結局追認機関になってしまうのであれば、議決事項に入れたとしても余り意味のないことだと思うんですね。それを正確に、これは是、これは非とかという形のもを判断するためには、それだけの時間と情報量が必要ということで、その中で例えば内部の、傍聴と言ったのは内部の委員会なり、例えばそういう2プランつくる各部署で、そういう話し合いがあるのかもしれないんですけども、そういったことも聞く必要がある、もしくは聞かないのであれば、そういった文書的なものをこちらのほうが見る必要もあるのではないかなという意味で言ったんです。

○議会事務局長（石川和男君） 現在第二次基本構想は、御存じのとおり、平成14年から平成33年までができております。こちらの構想は、自治法が改正される前にこのような形で制限列举とともに、この基本構想は自治法にも位置づけられておりました。今回改正されたわけでありますが、今の床鍋委員の御発言の中に、議員にしかるべき情報提供、説明等々という流れということでお話がありましたけども、大きな市の施策については、これまでも全員協議会、あるいは基本構想につきましては、総合計画審議会も議員の中から代表が出られていますし、その会議においても議員も傍聴もできますし、ましてや全議員に対して細々の市民に対するものとほかに、議員のほうには当然のことながら事前にその経過も含めて資料をその都度、今までも提出しておりましたし、今後も新しいものをつくる段階においては、そのようなものは市のほうも提示する運びになっているととらえております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今まで基本構想は自治法に位置づけられていて、議会の議決事項になっていたというのですが、大分前の話で私は経験がないので、総務委員会が何かで審議をされたのか、それとも本会議にばっと出て、そこでやったのか、そこら辺はわかりますか。

○議会事務局長（石川和男君） 今の御指摘の細かい正確なところは、総務委員会に審査されたとか、その辺のところはちょっと正確なところを調べてからお答えしたいと思います。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 多分、この件はどこまで議会が責任という言い方も変ですけども、監視をして議決を行うかということだと思うんですね。現状は議案として出される前には、案として議員のほうに配られた上で意見を求めますというような形で多分時間はとられてはいるとは思いますが、今まで意見という形で出したときに、その計画にのせられたのか、その意見が変わったのかということを見ると、正直余り議会の意見というのは、そんなに入っていないのかなというところからしたときに、議会の意見をどうしても入れたいとか、そういうのを入れるべきだと、それを強めるべきだというふうに考えるのであれば、議決だけではなく作成時の議員への情報提供とか、まあ全員協議会という立場もありますけれども、ある意味ちゃんとした委員会という形で作成の今の状況、それに対する反対意見だったり、提案、意見というものもつくらなければいけないとも思いますし、最終的にはどこまで議会がそこに関与するかという話だと私は思うんですよ。実際、これが提案に出ているということは、議決だけではなく策定時でも意見をしっかりと述べて、それがこの計画の中に入っていくというところまで議会としてやろうということであれば、そこまでやればいいですし、逆に議会としてそこまでやる必要がないということであれば、今までどおりの議決というような形の流れで行えばいいのかなというところではあります。

じゃあ関野はどうなんだというところになると、計画をつくっている最中、やはりそこで話を出せるようにしていかないと、議会として責任を負えないというふうには思っておりますので、今までの議決という形だけではなく、その策定のところに対しても、議会として意見を言えるような場所、または条例の文言をつくっていかねばいけないのかなというふうには私は感じています。

○委員（尾崎利一君） この特別委員会で議題として上がっているのは、議決権の拡大ということだと思うんですね。今いろいろ出されている御意見については、私としては例えば総合計画等について、総務委員会で所管事務調査というようなことで、今でも扱えるのではないかと。それから、地域福祉計画などについても、厚生文教委員会で案の段階から所管事務調査ということで、市の説明を受けて審議をするということはできるのではないかとと思うんですね。

それから、資料を総合計画や基本計画について、案の段階でこれは市民にも公表されていると思いますし、議員のところにも行っていると思いますけど、その後の審議会等の議事録を全議員に配付してもらうなどということは可能だと思いますし、それはできることだと思います。それで、そういうことはいろいろ前提とした上で、議決事項とするかどうかというのは、議会としてこの基本構想や基本計画、これでいいよという同意をしたり、または修正したりということが議会の責任になるということだと思うんですね。私は少なくとも、御殿谷委員からもありましたけれども、これまで基本構想については議決事項だったと。それが、自治法の改正によって、議決事項から外れたわけですから、議決なしに基本構想を決めることができる状況に今なっているということですので、基本構想については少なくとも議決事項というふうにする必要があるんじゃないかというふうに思いますし、それから基本計画、これは基本構想を踏まえて10年ごとのということですけども、これについてもそれに準ずるものとして議決事項とすべきではないかと。これらの改正や見直し等についても、議決を経るというふうにするべきじゃないかというふうに思います。

ここ都市マスタープランについても、これ20年ぐらいの計画なんですよ、たしかね。期間としては20年だけでも、基本構想とちょっと年限がずれているということですけど、これについてどうするのかというのは、どうなのかなと。基本的には、基本構想や基本計画と整合性を保つものにするということになっている

のと、法的な何か強制力があるものではないというマスタープラン——僕の理解ではマスタープランそのものについて、載せられている内容から逸脱したらどうこうというものではない、ガイド的なプランだという認識を私は持っているんですが、そこでマスタープランまでどうなのかというのは、ちょっともう少し検討が必要かと思えますけれども、基本構想、基本計画についてと、その変更については議決事項とすべきではないかというふうに思います。

ちょっと、もう1点確認ですけど、ここで3つ出されているものは、正副委員長として、これについては議決事項とすべきだという趣旨での3つ並べてあるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（中間建二君） 今回のこの議決権の拡大の中で取り扱うべきものとしては、あくまでも長期計画ということでございますので、本市における長期計画がどういう範囲のものがあるかと考えたときに、この3つではないかということを出したものであって、この3つを議決権の拡大の中に盛り込むべきだということの正副の案ではないということで、御理解いただきたいと思えます。おおむねということで、御理解いただきたいと思えます。

○議会事務局長（石川和男君） 先ほど、委員のほうから第二次基本構想の関係で、どのような経過でということ御指摘がありましたので、ちょっとざっくりなんですけども、平成13年10月2日に全員協議会で第二次基本構想（案）についてということで、全員協議会で御説明をさせていただきました。その後、付託という話が先ほど出ましたが、委員会には付託をされておりませんで、その後平成13年12月5日、本会議で議決をいただきました。基本構想につきましては以上でございます。

それと、先ほど都市マスタープランの期間の話が出ましたけども、平成12年3月から平成30年ということで、都市マスタープランの計画がされております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 今ちょうど局長からも説明があったんですけども、先ほども尾崎利一委員が言われた現状委員会でもできるということなんですけども、今ちょうど局長から答弁があったように、実際できるけどもやってないというところがあるので、ここ後は議会議員の皆さんの責任というか、どこまでやろうかという気持ちになると思うんですけども、できるからこのままでいいというより、もしあれだったらやらなければいけないと、各委員会という形にしておけば、必ずやらなきゃいけないわけですから、そういったところで意見も聴取できますし、現状見ているとできるけどやってないというような状況があるのであれば、あとは議会の議員としてどうするかというふうに考えなければいけないだろうと思えます。もちろん、先ほど質問の中でも都市マスタープランまでやるのか、やらないのかという話が出てきましたが、それについては現状まずは総合計画だったり、基本計画に関しては、条例の中にそれを組み込むと。今後もっと見ていかなければいけないものが出てくれば、条例変更という形で追加、追加という形でやっていけば、私はいいかないかなというふうには思っております。

○委員長（中間建二君） 今いろんな形で御意見いただきましたが、先ほど尾崎利一委員のほうから話がありましたように、今回ここで議題に上げているものは、自治法の96条2項に基づく議決権の拡大を特別委員会の中では、どのように考えていくのかということでの考え方を報告書ではまとめたと思っております。それについて、いろいろ審議の仕方だとかということも御意見、情報提供のあり方ということも御意見ありましたが、それはある意味では、それがいわゆる議決事項になった段階で議会の中で、どのように取り扱っていくのかということでもありますので、その手法については、いろんなやり方があろうかと思えます。例えば

予算・決算のように全員が特別委員会の委員として審査をするということもあるでしょうし、常任委員会に分散付託ということもあるでしょうし、それはその段階での議会での判断ということになるかと思いますので、議決権の拡大について、どう取り扱っていくかということで、一定の考え方をまとめていかなければいけないと思っております。

そこで、きょう事務局から提示していただきました東久留米市がことしの5月に調査をした結果が配付されてございますけれども、その中では先ほど御殿谷委員のほうで御紹介いただいた議会改革白書の94ページの中で、昨年の4月の地方自治法改正ということで、既にそれを受けて昨年のうちに基本構想の策定等に関して、議決事項として条例等で明記をしている自治体が幾つかございます。そういう中で、おおむね見ておりますと、例えば三鷹市では基本構想の策定を入れておりますし、それから府中市では総合計画の基本構想の策定、変更、それから調布市では基本構想について、町田市では基本構想の策定、変更、廃止等々、あと羽村市も入れているということがございます。26市の例を見ますと、そういう中で青梅市だけが基本構想及び基本計画の策定、変更、廃止ということで、基本計画まで青梅市は議決事項に盛り込んでいるということが、26市の状況の中で確認ができるかと思います。26市の中でも、早いところは自治法改正を受けて、特に長期計画、基本構想については、条例で明確に議会の議決事項であるということ位置づけているわけですが、この点について今いろいろ御意見がある中で、本市においては、基本構想はまず議決事項にきちっと自治法が廃止された以上、明記すべきであるという御意見と、それから基本構想だけではなくて、基本計画も議決事項に入れるべきではないかというのが、尾崎利一委員の御意見だったかと思います。このあたりを、どう特別委員会の結論としてまとめていくのか。もう少し御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） あしたからありますけれども、決算・予算というものが今議会で議決事項となっていると思うんですけども、その本当のベースになる部分というのが、一番大きな意味でいうと本市においては総合計画、それをより具体的にちょっと落としてきたものが基本計画という形になっていて、それを推し進める上での予算について、もしくはその使われ方について、議会が議決をするというときに、この自治法の改正によって大もととなる部分にかかわらなくても、今現状うちの市ではかかわれないというふうな理解をしているんですけども、時がたったり、事情が変わったり、もしくは議員の任期は4年ですので、そういった実際のなものを考えても、どこまで責任をとれるんだという話にもなるかもしれませんが、それを進めていく上でのお金の使い方については、毎年議会では議決をしていくと。であれば、そのベースとなるものについても、そのときの段階の議会としての了解を得ているという状況をつくらないと、結局毎年予算や決算の結果については、大げさな言い方をするとベースとなる基本計画に賛成してないのに、その使われ方の決算や予算に全面的に協力できないのは当たり前じゃないかみたいな、そんな乱暴過ぎると思いますが、その基本のところはやっぱりかかわっていないで、枝葉の予算と決算についてかかわるというのは、ちょっと違和感というか、一本筋が通らないというように私は感じますので、そのかかわり方については、先ほどの床鍋委員の意見があったり、尾崎委員の今ある状態でもうちょっと踏み込んだやり方があるんじゃないかということは、当然踏み込み方はより有効になる方法を考えなきゃいけないというのはありますけど、今回のこの議題になっている議決権の拡大という意味では、本市も他市の前例と同じように、基本計画、総合計画、私としては予算とかもっとより現実的なことを、毎年のことになるというのであれば基本計画というところまでは、賛成をしているのか、反対をしているのかという前提のもと、予算や決算を見ていくとい

う必要があるんじゃないのかなというふうに感じていますので、条例で議決権の拡大という形で、それは担保していく。中身をやるというのは、また別の議題の中であると思いますので、そこは今回のこの議題とは外れると思いますので、それを担保することを条例で維持するのかどうかというところで焦点を絞るのであれば、私は拡大をするという方向でいいと思います。

○委員長（中間建二君） 今の御意見は、基本構想のみならず基本計画も議決事項に入れるべきではないかという御意見ということによろしいですか。はい。

○委員（御殿谷一彦君） ほぼ同じ理由で別の結論なんですけども、実は申しわけないんですけど、簡単に言うたそういうことなんですけども、この基本構想というのは、ちょっとお読みいただくとおもしろいと思うんですけども、基本構想はどっちかという哲学理念なんです、要はまちを平和なまちにつくっていきましようみたいな感じの、まあそれだけじゃないんですけども、これはだからほとんどどんな会派であろうと、どんな人であろうと、基本的には相違はないはずなんです。みんなでいいまちつくってこうという、その理念なんです。基本計画のほうになると、そのためにどういうことをやってみようかという、大きな枠であるんですけども、そこをいろいろ話していかなきゃいけないとなってきます。そうすると、おっしゃるとおり、この基本計画についてはいろんな人が賛成もするし、反対もするしという感じになってきます。だから、ここのところで10年物の基本計画をつくるときに、みんなここで賛成も反対もあるけども、市議会としては、こういうふうに決めちゃったよという話になっちゃうと、それこそ次のときに——次のというか、予算を立てるときなんか市議会みんな賛成したじゃないかとか、反対したじゃないかって話になっちゃうと、ちょっと苦しいかなというか、市議会の動きとして苦しいかなというふうに思うんです。だから、むしろ基本構想はみんなでちゃんとやってみよう、しっかりしたものをつくっていきましょうという形でやっていくけども、基本計画のところはあくまでも一応市としては、こういう基本計画としてやっていただきます。その上で、毎年予算のときに、これはやっぱり基本計画において、例えば箱物はつくるべきじゃないとか、つくるべきだとか、こういうことをやるべきだ、やるべきじゃないということを、それぞれ皆さんのほうで議論していかなきゃいけないので、基本計画まで市議会のほうでイエス、ノーという形でちょっと持っていないほうがいいのではないかなというふうに、ちょっとは思っているんですけど。

○委員（和地仁美君） 御殿谷委員のおっしゃっているところは理解するんですけども、逆に言うとは——はいえ、私はやっぱり基本計画って思うんですけども、今回も給食センターのこととかで賛否両論あっているいろんな意見があったと思うんですね、実際に。でも、何か一つの結論を出さなきゃいけないというときには、少数意見が言えない中ではなくて、いろいろな意見があった中で民主主義的に一つの結論に導いたという事実は、一つのベースとして必要だと思うんですね。でも、それが決まったからといって、次の年の予算のときに、ここの部分だけは賛成ができなかったから、やっぱりこの予算は賛成できないとか、この決算の内容は賛成できないとなったときに、確かに時代の流れもあったり、そのときの事情があったり、確かになというところで、それをほかの今までと逆の意見の方を納得させるというか、確かにあのときの結論は今回変えたほうがいいという場面があってもいいと思うんですね。

ただ、いつもいろんな意見があるから、何も議会としての賛成、それはもう個人についているんだという話になってしまうと、議会という人格があるのかないかのものに対しての結論というものが、ほかのものに対しても全部、最終的には議員一人一人になるんだからというので、片づけてしまうというような問題にもなりかねないと思うので、私は基本計画については一定の多数決であって、もちろん反対の人もいたかもし

れないけれども、議会としての結論はその時点ではマルかバツかというのを一応あった上での、また次の議論というのがあるのが、しかるべき姿ではないかなというふうには感じるんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） ほかに御質問ございますでしょうか。

○委員（関田正民君） 単純な質問で申しわけないんですが、作成するときには議会だけで作成するのか、それとも行政も含めて審議するのか、まずその1点を先に聞かせてください。

○議会事務局長（石川和男君） 基本的には、ほかの計画等もそのようなことだと思いますが、基本的には市の施策を決める市側のほうで案をお示しして、議員の皆様方にも御意見をいただく、資料も御提示する中、御意見をいただいて、あるいは多くの市民の皆様方に御意見をいただいて策定を、これまでもしていたと思います。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 今のやり方はやっぱり今言うように、市で先に案を出して全協か何かにかけて、今度はまたもう一つ議員の議決になると、議員の個々の考え方が違ってくると思うんですよ。そうすると、今度はまとめ方が非常に決めなきゃならないものが、例えば例を挙げちゃ申しわけないけど、給食センターにしても、やっぱり賛成もあれば反対もいるわけですよ。そうすると、それが急急に決めなきゃならないときは、延々と議論しなきゃならないと思うんですよ。やっぱり、そういう問題もあるから、ただ単純に議決だからどうこうじゃなくて、結局さかのぼれば今やっているので問題がないのかなと、私個人は思っていますけど、こういう改正になってくると、いろいろ先々のことを考えると変えなきゃならない、でもしかし議員の個々の意見も違くと。それで、非常に任期の4年間のうちに、またやっても今度は次の選挙に出なかった場合、そうすると今度はその人の案が消えるわけですよ、極端に言えば。そうなったら、また新しい意見が出てかんかんがくがくと、また長時間議論する、そういう危険性もありますよね。あり得ると思うんですよ。やっぱり、そういうこともいろいろ考えないと難しいよね、みんな難しいんだけど、本当に。

○委員長（中間建二君） 今例えば東大和市では、基本計画の後期の策定を今行われているわけですけども、議会の側からは4つの会派から総合計画の策定審議会の委員に選出をされ、議会代表としてこの案の策定に今かかわっているわけですね。同じように、基本構想の20年計画の策定においても、これまでは議会の側からも審議会の委員が代表者会議等で確認をし選出をされ、策定の段階ではかかわっていると。ですから、基本構想も基本計画も、そういった意味での案の策定の段階での議会の関与という意味では、一定のものはある、現状でもあるわけですね。その上で、この20年計画の基本構想については、ここにありますように自治法の規定として議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め云々ということで、基本構想については議会の議決を経なければ法律上策定ができないというものであったものが、これがなくなったので議決事項ではなくなったという、こういう整理になるわけですね。ですので、これを少なくとも基本構想の扱いについては、これまでと同様に議決事項にしていくということは、一つ考えられるかと思うんですけども、あわせて今審議会で議論をしている基本計画、10年計画まで、それが踏み込んで議決事項にしていくのかどうか、その点について今関田委員のほうでは否定的な御意見であったかというふうに受けとめました。

○委員（和地仁美君） リスクヘッジというか——の意味合いでちょっと質問させていただきたいんですけども、先ほど関田委員がおっしゃったように、私たち任期4年で次の選挙に立つかわからない、その人

の責任というか、その意見はどうなるんだというのは確かにそうなんですけれども、一方で首長の絡みもあると思うんですね。私、ちょっと自信がないので確認させていただきたいんですが、例えば非常にちょっと仮の話ですけれども、極端な政策を持たれた市長が当選されて、前の普通に、常識的など言うとおかしいんですけれども、基本計画がベースであった、例えばその4年目であったとか、要するにまだ後ろが残っている段階で、そういう首長があらわれたとしますよね。首長が、この政策は全然自分のマニフェストや政策とは合わない。議会にも諮らなくもいいという状況がもうできているときに、何かしらの条例であったりとか、もしくはいわゆる執行部の中の庁議というところの中で、基本計画を少しでもいじって、今は極端な話をしますけど、わかりやすいように、大幅に方向性を変えてしまったり、そういうことができるのかどうか。もし、できる可能性があったときに、そういうことが起こるときを考えたときに、首長も市民に選ばれているのだから、選ばれた市長の考えでいいんだという考え方もあると思いますけれども、議会として、それを確認するという機会が全く持てなくてもいいのかどうかというのが、ちょっと今頭をよぎったので、そこの首長が勝手に変えることができるのかどうかという、そこを確認させていただきたいんですけれども。

○**議会事務局長（石川和男君）** 行財政運営につきましては、市長が政策の理念を具現化するわけですから、具体的な内容については市長が、そういう構想に沿って施策に反映させるわけでございますけれども、過去のいろんな計画、議決されたものも、されてないものも、それを尊重する中で一定の連続性で行政が運営されているわけでありますので、基本的にはそれを尊重する中で行財政運営が運ばれると思っておりますが、考え方として、それに特にやっちゃだめだということの規定がない中では、極論から言えば、そういう可能性としては考えられなくもない。それは、ただ市長だけが行うわけではありませんし、議会側の内容にもらむ中で行財政運営がされるわけでございますので、また考え方としては極論を言えば、そのようなことも考えられるのかなというところであります。

以上でございます。

○**委員（御殿谷一彦君）** ただし、要はそういうことを市長がやるというときには、必ず議会の承認を得なきゃいけないわけですから、そこは基本計画云々の話じゃなくて、基本計画をただ単に変えるという話じゃなくて、施策として実行するかどうかの話だと思うので、それは絶対に議会の承認を得なければお金も動かないしできない話ですから、どっちがいいとか悪いとかというのはここでは言えませんが、だから市長1人でどんどん走るとは少なくとも制度上はできない話になっているはずですよ。

○**委員長（中間建二君）** 今の御説明が結局一つ一つの、毎年、毎年の我々が具体的にかかわる予算は策定をされ、もちろんストップかける場合は予算を通さないということになるわけですが、ただそもそもその予算は基本構想や基本計画に基づいて予算をつくっていくというルールになっていますので、それが大きく本来的には外れたものが出てくるということは、本来はないはずなんですけど、ただそれを逆に我々が基本構想や基本計画に基づいている予算かどうかということを、チェックしていかなければいけないということは、当然あるかと思うんですね。

もう一つ言うと、先ほど和地委員が御指摘いただいたことを、首長の独断、偏見で極端な方が仮に首長になったときに、これまでの基本構想は破棄しますということをやらせないためにも、ここでいう基本計画の策定のみならず、変更、廃止ということまで、他の自治体では議決事項に入れているわけですね。ですから、そういう極端な事例を起こさないためにも、明確に議会の議決、少なくとも基本構想については、議会の議決事項としての策定と変更と廃止については、議会の議決事項ですよということは、議会の議決がなければ

策定も変更も廃止もできませんということ担保しておくということは、非常に大事なことであり、こういうふうに御理解いただきたいと思っております。

意見が散見しておりますので、まとめなきゃいけないわけですが、繰り返しになりますが、まず基本構想のそういった意味でも策定、それから変更、廃止も含めて、これは明確に条例の中で定めていかなければ、今は逆に言うとこれが議会の議決事項になってないがゆえに、仮に極端なことを言えば、あすにでも廃止したいといったときに、それを議会が関与できる権限、担保は今何もない状態なわけですから、この点については明確に条例の中で規定していく必要はあるのではないかとということで、御理解いただきたいと思っております。

論点は、ですからここで基本構想のみならず10年計画である基本計画を、今までは議決事項になっていない基本計画まで議決事項に定める必要があるのかどうか、ここが考え方をまとめていく必要があるかと思っておりますけれども、再度この点について御意見がありましたら御発言をお願いいたします。なければ、まとめますけど。挙手をお願いいたします。

○委員（関野杜成君） 私は総合計画と基本計画まで議決権にしたほうがいいのかというふうに思っています。

○委員（和地仁美君） 私も関野委員と同じなんですけど、理由としては先ほど御殿谷委員からも言及があったように、総合計画非常に理念的なものなので、最初にそれを実施されているかどうかを判断するような、毎年の施策であったり、事業内容というものをより方向性を明確にする上では基本計画は必要なので、その上でも議会としては議決事項に入れたほうが良いと思っております。

○委員（床鍋義博君） 理由づけはちょっと異なるんですけど、私の場合は基本計画に関しては、先に結論から申しますと、総合計画、基本計画ともに議決事項にすることについては賛成をします。総合計画については、これまでと同様なので、それほど理由づけは要らないのかなと思うんですけども、基本計画について含めたものに関しては、やはり少しでも議員として、そういったことを積極的に関与するということが、議員の力も高まりますし、そういったことで議決ということになりますと勉強しなければいけないので、そういった点で含めるべきだなというふうに考えております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 何度もちょっと申しわけございません。基本計画のほうまで入りますと、中身が今例えばサイクルセンターの建設だとか、ストックヤードの整備だとか、結構細かいんですね、市道何号線をどうこうするとかって、すごくいろいろなことが基本計画の中に書いてあります。要は、ここまで基本計画として議会が賛成するかしないかというところまでちょっと出しちゃうのは、本当に最初に言った話なんですけども、ちょっと行き過ぎなんじゃないかと。やはり、そこはその都度、その都度、そのときの議会として、例えば市道をやるのに賛成なのか、反対なのか、ここでお金を使っていいのか悪いのかということ、その都度ちょっと見ていただいたほうが、私としてはいいと思う。最初に基本計画で10年間かけてやるということ、これで議会としてマルをつけちゃうと、議会として責任を持たなきゃいけないというのが、ちょっとつらいんじゃないかなと、ちょっと制度して厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員（和地仁美君） ちょっと御殿谷委員の理解について、私、深めたいと思っているので、ちょっと御質問するんですけど、いいとか悪いとかじゃなくて、多摩市を去年勉強させていただいたときに、ちょうど決算だか予算の時期で、皆さんそれぞれの委員会ごとに事業に採点するというので、みんなすごいやってい

らっしゃる時期に伺ったかと思うんですけども、そのとき一つ一つの事業というのは、今おっしゃったような市道をどうこうするという、どうやって多摩市議会さんではそこを決めているか、基本計画のところまで議会で決めているかどうかちょっと私わからないんですけど、実際にああやって一つ一つの事業を議員がいわゆる採点しているわけですね、よかった、悪かったと。それをやることに対して、御殿谷さん、それはいいことだと思っているのか、別にそこまで必要ないと思っているのか。それをいいことだとも思っているのであれば、基本計画のところまでかかわるというのが、一本の線になるんじゃないかなと思って聞いていたんですけども、この後の議論になってくると思うんですけども、結局それを基本計画をかかわらないということになると、その事業に対して議会在採点するという、そのもの自体を取り入れるかはわかりませんが、今後の議論のところも結構その議会と細かい事業のかかわり方って、何か変わってくるんじゃないかなと思うんです。ちょっと、私の中で理解ができなかったので御意見を。

○委員長（中間建二君） かかわるという発想、発言が続いているわけですけども、基本構想にしても、基本計画にしても、計画そのものを議会在策定をするというのは当然ないわけですね。あくまでも、策定については市側が審議会等に諮りながら、幅広く市民の意見も取り入れながら計画をつくっていく。ただ、基本構想については、今までは議会の議決がなければ、それが計画として位置づけられなかったということが大前提でありますので、これが議決事項になったから、議会在全部それをつくっていくのかということでは当然ないわけで、ただそこの中身について、いい悪い、予算・決算と同じですね、こういう理由でこの予算には賛成する、反対すると同じように、こういう理由でこの計画には賛成する、反対するというのが、議会の議員の側にも判断が求められてくると、そういう意味でのかかわりということで御理解いただきたいと思いますが。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時36分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（御殿谷一彦君） 先ほど和地さんがおっしゃった話から進めていきたいと思うんですけども、私自身も別に多摩でやっております事業評価っていうんですか、それ自身を全く否定するつもりもないし、むしろ私としてはやりたいなというぐらいの気持ちであります。

ただ、それとこの基本計画のところの話とはちょっと話が違うんじゃないかなっていうふうに思います。基本計画まで議会在、やはり議会としての意思ですから、市議会としての意思ですから、あくまでもそれに、何ていうか、そこに賛成するというか、議決するっていうのは議会としての意思になってきますので、そこまではちょっと議会として足を踏み込むべきではない。むしろ、それぞれの議会、そのときの議会によって、いろんな人のいろんな意見がありますので、そこはそれでしっかり、和地さんがおっしゃるとおり、いろんな採点をしたり、質問をしたりしながら、評価したりしていけばいいのであって、あくまでもこの基本計画のところは、私たち議員としては、一応全く知らぬうちにつくられて、知らぬうちに実施されるっていうわけではございませんので、そこは議会在ここまでおっしゃるような議決という形で関与すべきではないというふうに、私自身は思っております。

○委員（中村庄一郎君） 私も御殿谷委員に同感であります。今までと同じような形で現状維持でいいのかなと

いうふうに思います。基本構想のほうはしっかりと、議決にという形にしといて、基本計画までは、やはり御殿谷さん言うように余りいろんな計画の段階でやっぱり議員の評価みたいなものが入っちゃうってのはどうかなと。

実際には、もう一つは、一巡目の議事録をちょっとずっと見させてもらって、皆さんどんな話をしてるのかわかっていうのと、要するに担保という言葉が使われてる方が何人かいらっしゃるんですね。担保、担保って言われてるんですけども、ある意味逆に議員がそういうことの基本計画の中で、いろんな意見を言う、意見といういろんなあれが入りますとね、その中で担保したとか、されたとかっていう部分のちょっと発想がどんなになるのかなってというのが非常に気になっているところなんです。ですから、じゃあ行政側はこういう話を出して、そこで議員が今度はこういう話を出した。じゃ、そこで一つになったところで、担保ができたとか、担保されたとかっていうこと自体が、ちょっと不自然な、逆に行政の事業の中で不自然な形を生まないのかなっていうのがあります。そういう意味では、現状のまんまで基本構想ですか、そちらのほうはやはり議決権と、で、基本計画のほうは今までと同じような形でお願ひしたいというふうに思ってます。

○委員長（中間建二君） それでは、それぞれ皆さん御意見いただきましたけれども、基本計画の位置づけについては、議決事項に入れるかどうかということでの御意見が分かれた形で確認をいたしました。

一方、この基本構想そのものについては、自治法の規定がなくなった以上、市の条例の中で明確にこれは基本構想の策定また変更、廃止等については、議決事項に入れていく必要があるということは、合意をできたというふうに認識をしてございますので、この2巡目の議論の取りまとめとしては、そのような形で取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 委員会の運営の仕方、多数決ってということではなくて、全体の合意で進めるってことで、委員長からも繰り返し表明されてますので、一致してる範囲で確認していくということは、私は異議はありません。

ただ、この問題ですね、総計審も開かれてるということで、来年の最終報告を出してから検討に入るっていうと、かなりおくれちゃうんじゃないのかと。まあ、委員会始まるときにもできることはどんどんやっていこうってことは確認してると思いますので、きょうの合意をもとにして、どこになるのか、議会運営委員会になるのか、代表者会議になるのか、ちょっとそこら辺わかりませんが、議決事項の拡大については、直ちに具体的な手だてをとっていくということは必要なんではないかっていうふうに思います。

○委員長（中間建二君） 今、当初のスタートの段階でも、合意できたところについてはしかるべきところで結論が得られるように、取り組みをしていくということも確認してございますので、もちろん報告書としてはきょう今議論いただいた内容の報告書になりますけれども、基本構想そのものについての策定、変更、廃止についての取り扱いについては、速やかに議会としても対応すべきであるという意見も踏まえて、議長にも報告をし、議会としての対応を進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、ウの項目については以上とさせていただきます。

引き続きまして、エの決算審査の強化に入ります。

中間報告の報告書を踏まえつつ、正副の案といたしまして、市の事務事業評価がこの24年度からすべての事務事業を評価、市側としても評価をする体制が整ったということが確認をされてございますので、そういった意味では、この市の事務事業評価を決算審査の資料として活用し、議会としての事務事業評価を行ってはどうかということで、正副の案を取りまとめさせていただきました。前年度、多摩市の決算審査の状況等も視察を

させていただきましたが、多摩市の例を参考にしつつ、本市においても議会としての事務事業評価ということを行ってはどうかということで、提案させていただいております。

また、当然のことながら、議会の事務事業評価については、結論が出たものについては次年度の予算編成に反映をさせていくように要請をしていくということは、当然のことであるかと考えております。

また、決算審査の強化の中間報告の段階では、2回までの質疑の制約の問題について、時間制もしくは回数制限をなくす、このような御意見もありました。

また、議長、議会選出監査委員の審査の中での位置づけを明確にする必要があるということも書かせていただいておりますが、この点については、正副の案としては踏み込んでございませんので、この点についてもあわせて御意見がありましたら御発言をお願いいたします。（発言する者あり）時間制約の問題については、後ほど出てきます議員の発言権の保障のところで、正副の案については触れてございますけれども、この決算審査の強化のところでは触れてございませんので、そういった意味で御理解いただきたいと思っております。

○委員（御殿谷一彦君） 市のほうでも事務事業評価していただいておりますので、それ大いに使っていくってのは大いに賛成です。ここで委員長のほうから話あったのは2つあると思うんですけど、当然ですけども、もう一度私のほうで整理させていただくと、市のほうの事務事業評価を使うっていう話と、それから委員のほうで事務事業評価をしましょうっていうのと2つあると思うんですね。

これは静岡県藤枝市の例が、この本のほうにも出てるんですけども、これは67ページのところに出てます。これをやるために、この市がうちの約2倍ぐらいの規模の市になってますけども、決算審査を全部で結構日にちかけてやっていらっしゃるんですね。やはり市の事務事業評価をしっかりと見ながらっていうか、評価しながらやる。そしてまた自分たちのこの後で事務事業評価をやんなきゃいけないっていう話になりますと、今以上に入念な決算審査が必要になってくると思っておりますので、そういう意味では大いに日にちが必要になってくるんじゃないかなっていうふうに思っております。

それも含めまして、しっかりこれ私としてはやっていくべきだというふうに思います。で、できればここにも書いてありますとおり、次の予算編成のときに、どうやって反映させていっているかという、ここまでしっかり見ていく。それを見てくのは議員の役目ですけども、そこまで見ていくっていうことをしっかりしていきたいというふうに思っております。私は賛成です。これやっていきたいと思っております。

○委員長（中間建二君） よろしいですか。御意見なければ取りまとめますけど。御意見なければどんどん次いきますけど。

○委員（尾崎利一君） この提案を見させていただいて、一つ確認したいと思ったのは、市の事務事業評価と決算特別委員会の時期的な問題で、そういうものが出て、それを活用できればそれにこしたことはないわけで、議会としてそれ要求するっていうのはいいですけども、これが何か市側とのやりとりがあって、間に合うとか間に合わないとかっていうことがもしあるのであれば、伺いたいと思っております。

○委員長（中間建二君） この件については、まだ正副のたたき台の案ですので、具体的に市側と何か調整をしたということではございません。ですので、仮に合意ができたのであれば、それは決算審査の中でやるのか、決算審査の前にやるのか、さまざまなやり方があろうかと思っておりますけれども、あわせてタイムスケジュールについても当然市側との調整が必要になってくるかと思っておりますが、現段階で何か調整をしたものではございません。

○委員（関野杜成君） この件については、事務事業評価を議会がということですけども、どの程度の負担に

なるのかっていうのはありますが、ある意味それも行ってもいいのかなと。市が自分たちで事業評価したものと、やっぱり第三者として確認して事業評価したのと、ただ、やはり今利一委員だったり、中間委員長が言われたその日程的な問題になってくると思うんですよね。例えば、今回、9月なんで決算ですけども、議会が始まる前のときに、市長部局から事業評価が出てきたと。議会中にそれを見直しをしなきゃいけないのか、それとも8月ぐらいに出てきてという形で、1カ月かけてやらなきゃいけないのか。やり方の問題で時間がかかるのかなと思うんですが、実際どこまで評価として議会が行わなきゃいけないのかというところを話を決めていかないと、ちょっと難しいというか、大変なのかなというふうには考えてます。多摩市のほうでそういったことやられてますので、ある意味多摩市のようにその委員会が、委員会の中の委員がこの部分をやるとか、全部をやるというわけではなく、何人かに分けて一つ一つ事業評価をしていくっていう方法であれば、それなりになるのかなと、関野としては、この件については大変なのかなとは思いますが、賛成であります。

○委員（尾崎利一君） 事務事業評価、市から出されるか、間に合うか、間に合わないか別にして、多摩市議会で行われてるような形で、これは多摩市議会は別に市の事業評価を前提としているというわけでもないと思うんですよね。それぞれ事業評価シートに基づいて、幾つかの事業を選んで評価をすることでやってるので、私はこれはいいと思うんですが、ただ多摩市議会は会派ごとに出して、それとあと平均点というものもつけてるわけですけども、そういう意味では平均点というものはあるけれども、議会全体でこうだ、これだっていうものを出しているのではないんですね。ですから、会派によって評価が違うっていうことは、そのまま担保されてると思うんです。私は、やはりそういう形でやるのが望ましい。要するにいろいろ立場が違ったり、評価の観点が変わったりすれば、評価も違ってくるわけで、それが多数がこうだっていうところに議会全体の意見を集約するというよりも、少数の意見についてもきちっと担保されると。この間多摩市議会でも何回か話では、いろいろ立場違いがあっても、これはちょっとというような事業については、全体として評価が低くなってますっていうような話もありましたので、そういう形のやり方が望ましいんじゃないかというふうに思っています。

それから、ここに出てくる質疑回数の問題、時間制の問題等にかかわってですけども、そういう点で決算特別委員会や予算特別委員会での十分な審議時間をとる必要はあるというふうに思います。ちょっと、お隣がどうなってるのかっていうことで、東村山では、現状で予算特別委員会、決算特別委員会両方とも4日間やられてますし、武蔵村山でも決算は3日間、予算は4日間ということで、回数制限なく、場合によっては1つの款のところまで1日かかるっていう場合も、極端な場合はあるということで、十分な審議が行われてるということですので、私は回数制限、時間制限ということではなくて、十分な審議が行われる、そのことによって、決算それから予算も含めてですけども、審査が強化されることが望ましいというふうに考えます。

○委員長（中間建二君） 回数制限の問題については、もう一度後ほど議論する場がありますけれども、決算審査の強化という意味で触れておくべきことがありましたら、御発言いただきたいと思いますが。

この項目については、決算の審査をまさにいかに議会として強化し、またその結論を次年度予算策定に反映していくべきかということでの御意見で出されてるものというふうに理解しております。多摩市議会の事例等も調査できてございますので、決算審査を今以上に強化をしていくという意味での方向性については、合意できるものかなというふうに理解しております。

また、具体的な方法については、これは今の当市議会では決算審査はすべての議員が委員になるわけですので、ある意味でこれは全員が情報を共有し、どういうやり方で審査していくのかっていうことについては、余

りこの特別委員会の中では具体的に、はっきり明示するところではなかなか難しいのかなど。ただ、方向性は合意できるところについては合意をしていく中で、全議員で何らかの、例えば研修会だとか、もしくは先進市の視察ということも必要かもわかりませんし、もしくは全員がスキルアップといいますか、研修ができる場も、決算審査の強化という意味では必要になってくるのかなどというふうにも受けとめておりますが、ここを出して正副の案としては、せっかく市が全事務事業の評価を行うわけですから、それをしっかりと決算審査の中で活用していくべきではないかということの大きな大枠のみ示させていただいてるところでございます。

じゃ、ここは、もしほかに御意見がなければ、この点の決算審査の強化の方向性のみ確認をさせていただいたということで、具体的な手法等については、代表者会議等での協議も必要になってくるかと思っております、具体的な手法等については、別途協議をするという扱いでよろしいでしょうか。もう少し具体的に何か方向性なり、やり方なり、御意見等がありましたら、発言をいただきたいと思っておりますけれども。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） じゃあ、あともう一点、議長、議会選出監査委員の位置づけということで、現状、決算審査のときに、例えば議会選出の監査委員が発言をするということは現状ないわけですが、委員としてはその場にいるわけです。これは、ある意味では質疑を行わなくても、議長もそうですし、監査委員もそうですけれども、賛否については委員会審査の中で、賛否は明らかにするわけですね。その決算を承認するかしないかということについては、賛否を明らかにするという意味では、私の理解では、あえて委員から外す必要はないというふうに理解してるんですけれども、これは議論はしたほうが良いということで御意見があった中で、中間報告の段階ではこの点を盛り込んでるわけですが、監査委員さんいらっしゃいますので。

○委員（関田正民君） 監査委員としては、当然審査してますんで、ただ、予算、決算委員会に出ても質問できないわけですよ、立場上。やっぱり一言もできないんだけど、ただ、欠席じゃないけど退席した場合、決りますよね。そのときはどうなのか、それだけは心配なんです。私は予算委員会、決算委員会のときには、監査委員はいなくてもいいと思います。自分自身がきついよ、何も言えねえんだから。冗談はともかく、やっぱり監査は監査で特別に先にやってますんで、それでちゃんと予算、決算委員会のときに代表監査が意見書述べてるわけですから、当然私があえて質問することもできないし、するべきじゃないし、そういう意味から見たら、私は監査はその席にはいなくてもいいと思います。議長はいるべきだと思いますけどね。何らかのあれがあるでしょうから、やっぱり。ほかのいろいろなもろもろが。ただ、心配なのは、賛否をとるときにはどうなのかということだけですよね。

○委員（御殿谷一彦君） 予算も決算もそうなんですけど、特に決算の場合に見たときに、監査委員さんのお役目っていうのは、事務的に正しくやられてるかどうかっていうことを見られるのが役目だというふうに私は意識してます。例えばの話、小学校をつくるのに1億円かけるところを、本来予算1億円なのに2億円かけてるとか、その1億円が全然違うところに使われてるとかってことがないようにとか、そういう話だと、そんな細かい話も含めてだと思いますけど。（発言する者あり）

ええ、というふうに思ってます。要は、あくまでも委員さんが決算委員会のほうで見るのは、まあ監査の方も当然そういうふうに、ちゃんと使われてますねって見るんですけども、委員さんもそれを見るんですけども、むしろどっちかという、いややはりこっちのほうに使ったほうがよかったんじゃないかかっていう、どっちかという委員さんのポリシーに基づいた意見が結構多いというふうに私は意識してますので、そうしたと

きにあえて監査委員の立場と、私たちが決算委員会とか予算委員会に出てくるときの立場と、ちょっと違ってくると思うので、そういう意味では一委員として、監査委員じゃなくて一委員として決算委員会とか予算委員会に顔出していただくのは、何の問題もないというふうに私は思ってます。ただ、立場上、発言するかしないかはまた別の問題ですけども。

○委員（関田正民君） 監査は各款ごとにすべてやっています。それで、疑問になればなぜこのお金使ったのとか、そういう細かい何百円まで言ってます。現金がどうしてあるのとか、そこまでやっています。ただ、それをやっているとゆえに、一委員として決算委員会のときに、もう知っちゃってるわけですから、状況を。それで説明を聞いて、ああ、500円残ってたのはじゃあそういう事情ねって、それをまた今度は質問する可能性もあるわけでね、やっぱりそういうこともあるから、まあいいんですよ、いてもいいんですけど、私は質問をするべきじゃないと思う。そのとおりに各款、十何日かけて、7月は十何日かけて、各款すべてやってるわけですから、帳簿から通帳からすべてやってるわけですから、逆に言えば、わかりやすく言えば、皆さんより情報は知ってるわけですよ。細かいことまで。それは言っちゃいけないことですけど、細かいことまで、また知っちゃうわけですよ。質問すれば答えなきゃしょうがないんだから。だからといって、委員だからといって、つい口が滑ることもありますよね。何で、ふざけんな、知ってんだらうって、これ絶対保証できないんですよ。だからやっぱそういうのも含めて、監査委員というのは、議長は中立ですから当然ですけど、監査委員というのはそういう特別な立場にいるんでね、私は予算委員会や決算委員会や、まあ出席はさしてもらうのは構わないんですけど、質問というのはやるべきじゃないと、やっちゃいけないと、それが今までのこの大和の伝統ですの、議会の。一般質問もしない。だから本当は一般質問もしたいんですけどね。したいんだけど、やっぱりそういうこともいろいろなもろもろがありますんで、私も昔は、話はちょっと飛んじゃうんだけど、なぜという疑問がありましたけど、自分が実際になってみると、ああ、なるほどな、先輩たちは間違っていないということがわかりました。だから、やっぱり質問はしないほうがいいと私は思います。

○委員長（中間建二君） 議長、議会選出監査委員の位置づけということは、今回、交代された委員さんが発言をされて、じゃあ議論しましょうということになったというふうに理解しておりますけれども、今提案された方いらっしゃいませんので、位置づけを明確にするということで、中間報告では出されておりますが、あえてこの問題について正副のほうで触れてないのは、先ほど申し上げたように、質疑等は立場上できないにしても、いずれにしても賛否は明らかにしなければいけない立場、一議員としてですね、議員として賛否は明らかにしなきゃいけない立場でありますし、また、もちろん質疑の内容によっては、監査のチェックにかかわるようなことに、問題が発展しないとも限らない。今までは事例はないですけども、議会監査がどうかかわったのかということに対して、波及をしない可能性もないわけじゃありませんので、初めから議会選出の監査委員が出席しないでいいという位置づけにはならないのかなと。また、同じように、議長についても同様かなというふうに考えておりますので、あえてこの点については正副のほうでは特段触れておりませんけれども、この点の議論を行ったということだけの確認でよろしいでしょうか。もし、御意見がありましたら御発言。

○委員（関野杜成君） ちょっと私の認識が違うのかなって思うんですけども、監査委員が行うものに関しては、予算の事務執行をしっかりと行ってるか、行えてないかというものに対して監査を行うということで考えると、ある意味、別に決算とかそういったところで監査委員が出てきて質問してもいいんじゃないかというふうに、私は思ってます。もし、そこで質問ができないと、言っちゃいけないことがあったり、いろいろあるということになってくると、逆に質問を受ける側っていう形にはならないのかなっていうふうに、ちょっと疑問が

あったんですけれども、なぜかって言うと結局はほかの議員よりも監査をやられてる方は内情を知っていると、結局内情を知ってるのであれば、監査として監査報告書にサインをするわけですから、その点について質問をしたときに、ある意味答えられる立場にもいるわけでもあるし、そういうところからすると、決算の委員になるっていうのは、私はオーケーなのかなと。質問に対しても、逆に今正民さんが言いましたが、そのこの言っちゃいけない部分、そこを言わないようにして質問をすれば、もちろんそこら辺は大変でしょうけれども、そういう形でもいいのかなと。そういうふうにと考えると、一般質問に関しても同じように行ってもいいんじゃないかというふうには、私は考えております。

○委員長（中間建二君） いずれにしても、決算の審査については、議会に提示をされる段階で、要は監査委員が適正な監査を行ったものとして出されてるわけですから、その監査委員がもう既に自分できちっとチェックをし、適正に執行されたものが提案されてるにもかかわらず、決算審査の中で監査委員、まあ議員の立場もありますけれども、議会選出の監査委員の立場もありますので、審査の中で指摘をするというのは、やはり不自然ではないかなというふうに、私は理解をしておりますし……（「事務執行の監査でしょう」と呼ぶ者あり）予算の事務執行の監査したものが決算ですから。既にチェックをしたものが決算としてまとまってるわけですから。

○委員（尾崎利一君） 正副委員長のここについてのまとめでは、審査をしたということだけで終わるということで提案だったと思いますけど、議長と監査委員の位置づけについては、私はそれに賛成です。今、一般質問や特別委員会での質疑等について、できる、できないという御意見それぞれ出されてますけれども、それはどっかで明文化して確認されている事項ではなくて、現状では自主規制的なことになっていて、だれもできないとも言っていないし、できるとも言っていないというのが今の状況ですので、それを踏まえた上で現状どおりということで、場合によって私は自主規制しないっていう人が出てくれば、質問することもあり得るということですので、それはもう現状では個々の、任についている方の判断っていうレベルのことですので、議会としてそこを踏み込む必要はないのかなというふうに私は思います。ですから、正副委員長でまとめられたとおりで、まとめていただきたいと私は思います。

○委員（関野杜成君） ある意味、文章として書く、書かないというよりも、本人のということで今利一さんは言われたと思うんですけど、ある意味それでもいいかなとは思ってはおります。ということは、ある意味発言してもいいし、しなくてもいい。それは個人の考えだということになるので、そういうことが前提なのであれば、私はそれでもいいのかなと。発言しないと、質問しないと、そういうものが明記されるとなると、やはりちょっと、できるものの中でそれを明記されちゃうとちょっと違うのかなと思いますし、ある意味一般質問に関しては、ある意味別にしてもいいのかなと私は思ってますし、先ほど述べたように決算のときにそういった、違う観点からの質問っていうこともできるわけですから、そこは本人に任ずというような答えでもいいのかなと。

○委員長（中間建二君） この項目は決算審査の、あくまでも強化の項目ですので、監査委員が一般質問をするかどうかということでは、本来議題ではありませんので、その点の認識とともに、今、それぞれ御意見いただきましたが、基本的には議長、議会選出監査委員についても、現状どおりの運営を行っていくということで、この特別委員会の議論の中では確認しておきたいと思っております。

また、決算審査の強化の方向性についてはおおむね合意ができたと思っておりますので、このあたりはきょうの議論を踏まえつつ、最終的な特別委員会の報告書の取りまとめの段階で、また表記の仕方ですね、表現の仕方

ついてはそれぞれまた御意見をいただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） 今、現状どおりというようなお話を今委員長されましたが、現状どおりだとしないというような話し合いになってると思うので、それは現状どおりになっちゃうとあれだから、ある意味個人によってやれる、やれないっていうのは、そういう意味合いでの取り決めのほうがいいのかと私は思ってるんですけど。

○委員（関田正民君） 個人の判断になると、これちょっと違うと思うんですよ。ということは、なぜ関田質問しないんだということになりますよ、これ知らない人は。そうでしょう。いや個人の裁量ですよって言われたら、お前なんでさぼってやらないんだっていうことになるんですよ。だから、これは外してほしい。個人ということは。これはちょっと違うよ。全く違う。これはおれがなっても、ほかの人がなっても、私やその人のために守ります。個人じゃないんです、これは。役職なんです。

○委員（関野杜成君） であれば、それをじゃあそういうふうに明記するということですか。

○委員（関田正民君） 明記しなくても、今までどおりでいいんじゃないですか。現状どおりでいいんじゃないですか。そういう意味でね。

○委員（関野杜成君） 私が言っているのは、現状どおりだとある意味行わないっていうふうになってると、おれが認識してるんで、であれば行わないという形のものになるのかどうか。それは先ほど委員長が取りまとめのときに、現状どおりという話になったので、行わないというような私は認識だから、その認識のまま実施していくのか。それとも先ほど他の委員からもあったように、そこは個々の判断だということになるのか。

○委員長（中間建二君） この件については、ただ議会選出の監査委員が決算審査の中で発言をしてはいけない、質疑をしてはいけないということは、明文化されたことには当然なってないわけですね。だけれども、これはもう議員の良識として、議会選出の監査の立場で既に決算に付された案件については、監査を終えて、監査委員の立場で監査を終えたものが出されてるわけですから、それをまた一議員の立場でその決算の内容について質問をするんだと、指摘をするんだというのは、これはいかながなものかというのが、これは明文化されていないけれども、私は皆さんの認識は共有してるんだと思っておりますので、現状の取り扱いということではあえてこれは明文化する必要もないというのが、私の委員長としての御提案です。

○委員（和地仁美君） ここで監査という言葉が使われてる中で、例えば企業とかだと会計監査とあって、会計をきちんと見るとかっていう部分があって、それは会計的に間違っていないでしたっていうのを、例えば株主に対して表明したりして、株主っていうのはそれを前提として施策であったり、事業内容に対したりして意見を言うっていう形でなっていることを、頭に浮かべながら聞いてたんですけども、今の関野さんと正民委員のお話を両方聞いてたときに、監査役としてもう事細かにすべてを見て、その中で指摘する部分は監査の段階で指摘をしているっていう御意見があったので、全部が一から十まで、例えば指摘したのが200個あったとしたのを、全部言う必要はないと思うんですけども、監査役として監査をした結果、不備なくなったことを表明するみたいなのありますよね。それをおっしゃるときに、そういうふうになった段階で、特にこういう5つぐらいの大きな点を今回気づいて、今回の中では指摘をして、それになったんだけどその説明も受けて、大丈夫だったような、何ていうのかサマライズというか、監査をした概要を皆さんの前で例えば発表する時間を今後とった場合は、個別に質問する必要はない。関田正民さんだけが、1人が監査役ではないので、チームでやってらっしゃると思うので、監査のチームとして今回の決算なり何なりに対しての、こんな状況で、こうで、ただ最終的には大丈夫だったっていうそこをちょっと少し足していただいたのを皆さんの前で言ったら、そこ

でやったっていう前提で、個人では意見を言う必要はないんじゃないのかなって、そういうようなイメージはあって聞いてたんですけど。

○委員（関田正民君） あのね、意見書ちゃんとやってるんですよ。最初に代表監査が調べて、今回の決算はこれこれこうですと。前は共産党が質問しましたよね。それを受けてます。だからそれ今和地さん言ったことは全部やってます。だから私はやることはないっていうこと。そういうことです。

○委員（尾崎利一君） 今、決算審査の強化ということで、事務事業評価、どういう形でやるかもこれからのことですが、その事業のある意味で必要性や緊急性なども含めて審査をしていくということになった場合に、監査だからその問題について、じゃあ必要性、緊急性の評価にかかわるところまで出たときに、そこで何も言えないのかどうかっていう問題も含めてですね、現状ではこの問題について、何か文章等で決められていないという現状を踏まえて、私は現状どおりというふうにしておくのがいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（尾崎信夫君） 基本的に、監査委員というのは、決算委員会が始まったときに、今回の監査こうありましたっていう意見発表しておりますけれども、本来的には代表監査と議会選出の監査、2人しかいないわけですから、本来的にはその席に2人が座らなきゃいけないんです。それで決算委員の人たちに向かってこうしましたよっていうことを発表するのは本来なんですけども、今、議会では議員は自席についてるという状況であります。ですから、基本的には、そうしますと同じ立場にいて、そこで質問することができるかどうかで、皆さんお考えいただければ十分わかると思います。

以上です。

○委員長（中間建二君） 御発言のある方は挙手をお願いいたします。

決算審査の強化のところについては、さまざま御意見いただきましたが、議論の分かれるところもございますので、強化の方向性のみ確認をさせていただいたということで取りまとめをさせていただきたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 1点だけ確認なんですけれども、現状どおりっていったことにした場合に、先ほどの場面では、決算審査の強化についてですから、監査委員の方がその場で意見を述べないっていうことに関しては現状どおりっていうことの意味でいいのかわからない。それとも、関田正民委員さんのほうからあったように、例えば一般質問のほうまで含めてしないっていうことに関してここでやるのであれば、ちょっとまた別なところだと思うので、それはスルーして、決算審査に関して意見述べないっていうことの現状どおりっていうことでよろしいでしょうか。

○委員長（中間建二君） この項目では、決算審査の強化の中で、1巡目の議論のときに、議長また議会選出の監査委員の位置づけがどうなのかと、ここで議論したほうがいいんじゃないかという御提案があったので、中間報告の段階では項目に入れたっていうことですので、その点について今いろんな御意見はそれぞれ発言はありましたけれども、具体的に委員会として何か合意ができるところのものまでは至っていないという意味で、現状どおりの位置づけですということで申し上げております。

○委員（和地仁美君） じゃ、再度確認なんですけれども、決算審査の強化については、3つ黒ポチがあった後に、正副で具体的に、黒い大きい丸を2つ示していただいていると思うんですけども、このいろいろな話し合うポイントの中で、今合意したものは事務事業評価を、市のつくっている資料を活用して、何らかの方法で進めていったほうがいいんじゃないかっていうことが1点。

それと、監査委員と議長に関しては、出席はするけれども、あと賛否には参加するけれども、その場での質

疑ってというものには参加をしないって、今までどおりというか、ルールを明文化しないってことの2つだけで、その2回までのとかっていうことは今話には出てないって理解でいいですね。

○委員長（中間建二君） それでは、今御発言いただいたとおりでございますので、そのように取りまとめをさせていただきますと思います。

続きまして、オの議員間の自由討議の手法の項目に入ります。

中間報告の段階では、会議規則における本会議と委員会での運営の方法の違いについて認識し、自由討議を行うことで議論の活性化を図ることができるか、検討を行うということで取りまとめがなされております。

正副の案としては、当面の経過措置として、委員会の審議において、質疑の後に自由討議という項目をあえて入れて、質疑、自由討議、後に討論、採決という運用を行い、その結果を見て、会議規則の改正や本会議での導入を検討していくということで、当面、このような運営、これは会議規則の変更がなくても、今でも直ちにできますので、この自由討議というものをそれぞれ意識しつつ、委員会の審議において、当面活用してみてもどうかと、そういう中で今後の方向性が、状況を見ながら出されていく。また自由討議というものがどういうものなのか、それぞれ委員会の中で確認をしていただく必要があるのではないかとこの御提案でございますけれども、この点について御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 会議規則改正しなくてもできるってことだったんですけども、これは会議規則を改正しないでできるのかどうかっていうのを、ちょっと1点確認したいんですが。現状の会議規則のもので。

○委員長（中間建二君） 私の認識で、通常今、きょうも厚生文教委員会ございましたけれども、質疑の中で、それぞれの市側に答弁を求める質疑のみではなく、意見表明におさめる場合もありますし、またきょうも私あえて発言しましたがけれども、尾崎委員の発言に対して、その真意はどうかということ伺いました。そういった意味では、そのやりとりが自由討議と位置づけるかどうかということは、現状でははっきりしてないわけですが、質疑の中で現実的には今そのようなやりとりも委員会の中では行われておりますので、議員間での自由討議というやり方がどういうものなのか、これそれぞれ今までは質疑、討論、採決という流れでのルール化されておりますので、この点、自由討議というあり方をどのように考えていくのか、どういうものなのかっていうことを、やはり意識する必要があるのではないかとこの御提案ということで、御理解いただきたいと思います。

○議会事務局長（石川和男君） 結論から言いますと、今現在は、今委員長がおっしゃっていただいたように、運用で行っていると。会議規則、現在のを見ますと、審査順序というのがありまして、東大和市議会会議規則の第88条で、審査の順序と書いてあります。そこをちょっと読み上げさせていただきますが、現在の内容ですが、第88条、委員会ですけども、「委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする」と、「例とする」ということで、そういう意味合いがありまして、審査の順序とさせていただきます。その中で、実際には運用の中で、確認をしたり、委員同士の意見等も含まれて発言をされていると、このような現状であります。

以上でございます。

それと、同じく第105条の委員の発言の条文も読ませていただきますが、ページで言えば東大和市議会の議員の手引の中で88ページ、会議規則の委員の発言という項目がありまして、第105条で「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない」と、現状のものでもこのようになっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、それぞれの委員会において、「別に発言の方法を決めたときは、この限りでない」ということですので、各委員会で当面の間っていうふうを確認するのか、議会運営委員会などで、「質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする」の質疑の内容に、自由討論を含むというような確認を行うのか、一定のどこかで確認は必要だっていう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（中間建二君） この特別委員会ですら一定の合意ができたものについては、速やかに実行に移していく方向性が何度も確認されておりますので、合意ができた段階で、代表者会議や議会運営委員会等で確認をしつつ、またそれぞれの委員が、常任委員会における各委員がこういう運用についての理解がないと、これは決しても進みませんので、そのような手順で、当面経過措置としてそういう運用を行ってみる中で、この自由討議というものがどういうふうを活用できるのか。

それで昨年の議員研修会の中でも、廣瀬法政大学教授のさまざまな講演、勉強さしていただいた中でも、要は議会として論点を明らかにすることが重要であるということでもございましたので、そういった意味では、我々の意識も市側に一定の答弁を求めるとのことだけではなく、委員会の審議、質疑の中でもそれぞれの委員がどういう考えを持って、それを披瀝し、ぶつけ合う中で、一定の合意なり成案が得られていくのか、そういう中で、お互いの委員同士の、議員同士の考え方の違いというようなものを、委員会の中でも明らかにしていく、そのことがいわゆるわかりやすい議会運営ということにつながっていく。また市民から見たときに、議会の議論が活性化してるということになるであろうというのが、地方自治を研究されてる先生のお話でもございましたので、私としてはそういう理解のもとに、こういう手法を前向きに、積極的に取り入れていくべきではないかということが、正副の案として御提示さしていただいているということでもございます。

○委員（尾崎利一君） 私は、速やかにこういう形でまず実施をして、全体で検証していくということでも進めていただければいいと思います。

○委員（御殿谷一彦君） これは最初は委員会でやってみるという、この書いてあるとおりのことでもよろしいですね。

私もそういう意味で、ときたま委員会の中でもそういう場面がなきにしてもあらずというのも皆さんもう十分経験しているところだと思うので、これを一応明文化というか、やってもいいよみたいな形で置いておいていただければ、また言いやすくなるし、皆さんで議論もできると思いますので、いいと思います。

○委員長（中間建二君） 今の御殿谷委員の発言の中で、1巡目の議論のときに、要は本会議でもこういう自由討議を行うべきかどうかということで発言があった中で、現状、本会議でそういうやりとりはできないのではないかと否定的な意見もありながら、そこは両方、幅広くできるかどうかを検討しましょうというところで取りまとめがなされたというふうに記憶をしておりますので、当面は、まずは委員会の中でどういような議論ができるのかということを経過措置として見ていく中で、最終的に議会として判断をしていけばいいのかなというふうに考えておりますが。

○委員（床鍋義博君） 私も昨年、このあり方委員会が立ち上がったときに、自由討論について提案書を提出させていただきました。そのとき、6月に立ち上がって、7月ぐらいに多分提出だったと思うので、まだそのころは6月の定例議会を1回経験しただけでしたので、もっと活発に意見が交換されるようなところを想像していたところ、まあ最初の議会ですから、委員会のところもそうもなかったもので、そういう提案をしたんですが、実際、このあり方委員会に関してはかなり積極的に皆さん意見を出されて討論されているの

で、こういった委員会形式であれば全然問題はないかなというふうには今は思っていますので、ぜひ正副委員長のこの原案どおりで委員会から行うということには賛成をいたします。

以上です。

○委員長（中間建二君） では、ほかに御意見がなければ、オの議員間の自由討議の手法についてはたたき台の案のとおり取りまとめをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時36分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成24年第10回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 3時36分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二